平成２６年（フ）第１５４号
東京都八王子市東浅川町540番地５けやき通りプラザ308号
債務者　佐々木榮子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１３２号
群馬県前橋市下小出町２丁目40番地の10
破産者　有限会社キャリーフーズ
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
千葉県成田市加良部１丁目14番地　教職員住宅Ｂ棟201号
破産者　宮下　　明
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６５２号
札幌市北区北７条西４丁目１番地
破産者　株式会社クリーク
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６２号
東京都杉並区成田西２丁目３―７、開始決定時の住所東京都杉並区浜田山４丁目16―４―311
破産者　清水　秀之
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３４号
東京都稲城市東長沼101番地リヴ・イーストミューズ307
破産者　田中　克彦
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３７号
北海道帯広市西５条北１丁目８番地２
破産者　北匠興産株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
金沢市高尾台１丁目53番地
破産者　有限会社つるや画材店
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４０４号
金沢市西念２丁目１番39号
破産者　株式会社タイヨウ産業
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０７号
静岡県浜松市東区白鳥町310番地の４
破産者　有限会社丸協
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６０１号
静岡県浜松市中区幸１丁目３番５号
破産者　有限会社ライフサトウ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
山口県周南市大字鹿野下2551番地の１
破産者　有限会社秋本建設
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１３３号
群馬県前橋市下小出町２丁目40番地10
破産者　髙畑　　透
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９８号
北海道富良野市山部西町５番５号
破産者　大高　亨次
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０５号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目32番24号　坂口ハイツ106、破産手続開始決定時の住所埼玉県富士見市鶴馬３丁目22番19号
破産者　中野　哲宏
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９２号
神奈川県小田原市蓮正寺618番地２
破産者　田中　廣子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３５号
富山県下新川郡朝日町宮崎1278番地
破産者　水島　嘉導
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第４１９号
愛知県知多郡南知多町大字師崎字林崎108番地
破産者　石見　泰也
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部